

視 察 報 告 概 要

1 視察期間

平成26年11月10日（月）から11月12日（水）までの3日間

2 視察先及び視察事項

- (1) 岐阜県関市議会 「タブレット端末の活用について」
- (2) 滋賀県大津市議会 「通年議会について」
- (3) 兵庫県三田市議会 「議会機能の充実強化について」
「予算決算常任委員会について」

3 視察の目的

- (1) タブレット端末については、分かりやすい議会審議に資すること、ペーパーレス化の推進による経費の削減、ICT化計画による住民参加の推進を目的に、平成28年度から本格的にタブレット端末を活用していく方向性が議会運営委員会で確認されている。

関市議会は、先進的にタブレット端末の活用を実践しており、議会のペーパーレス化とIT化の推進で効果を上げている。今後の実施に係る計画策定等の参考にするとともに、実際使用している議員に対しその効果を確認することを目的とする。

- (2) 通年議会については、議会の活動能力が常時担保されることにより、議会機能の強化と議会運営の充実が図られ、議会の役割をよりよく遂行できるなどのメリットがある一方で、行政の事務負担が増えるなど、議会審議の活性化と行政改革の観点を総合的に勘案しながら、適切に判断されるべきとの意見もあり、所沢市議会としても慎重に検討すべき事項と考えます。

大津市議会は、平成25年6月から通年制を導入しており、導入の経緯や会議の運営などについて視察する。

- (3) 三田市議会では、議会及び議員の政策立案能力を高めるため、議会事務局の法務及び財務など市政に関する調査機能を強化し、議会機能の充実強化を図ることを議会基本条例に規定している。その実際の成果や効果をうかがい、当市の議会運営への参考とすること、また、併せて、常任の委員会を設置し予算、決算を審議しているその運営について、今後の検討の参考にすることを目的とする。

4 視察の概要

(1) 11月10日(月) 午後1時30分～3時

岐阜県関市議会「タブレット端末の活用について」

足立議会事務局長より歓迎のご挨拶をいただいた後、吉村委員長より挨拶を行った。

【視察事項】

関市議会事務局田口主査より概要説明をいただいた。

説明は、普段使用しているタブレット端末(iPad)をプロジェクターにつなぎ、パワーポイントのスライドを投影させながら行われた。

<概要説明>

●導入の目的：議会へのタブレット端末導入により、ペーパーレス化を図り、事務の効率化、コスト削減、省資源化を推進する。

●導入経緯

平成24年	議員からタブレット端末の導入について提案
12月	定例会において、補正予算で購入費を計上
平成25年	
2月20日	タブレット端末機「iPad」12台を購入(+Wi-fiルーター1台購入) ※12台・・・正副議長+議会運営委員+事務局
2月21日	会派代表者会議にて、会議での試験的使用を確認
3月	3月定例会から、試験的に使用する。(最初は常任委員会・特別委員会) ※この間、2回の議員向け研修会を開催
4月30日	代表者会議にて、個人所有のiPadも同様に扱うことを確認 6月定例会から、随時ペーパーレス化することを確認
6月	6月定例会において、補正予算で購入費を計上
6月25日	「iPad」11台を購入 ※この後、3回の議員向け研修会を開催
9月	9月定例会から全議員に配置。 ・個人所有・・・・・・・・ 3台 → 8台 ・公費による貸与・・・・ 21台 → 16台 ・議会事務局・・・・・・ 2台 → 7台 計31台 (個人所有者の増により、事務局にて7台管理)
9月10日	9月定例会から本格導入(ペーパーレス化を実施) ※ペーパーも併用。一部資料(招集通知等)はペーパーレス

- 10月 3日 Wi-fiルーター（無線機）をもう1台購入
- 10月 7日 会派代表者会議で「タブレット端末機使用規定」を承認
※12月定例会に備え、議員向け研修会を開催
- 12月 3日 12月定例会において、完全ペーパーレスを実施
※ペーパーでの配付は、なし。データでの配付のみ。
- H26年 ※3月、6月定例会前に、議員向け研修会を開催
- 3月20日 代表者会議にて、議会棟におけるWi-fi環境整備の推進を決定
- 8月 議会棟のWi-fiスポット整備完了（行政棟と合わせて）

今後・・・タブレット端末の、さらなる活用を推進する
○議員活動や、会派での活用を推進していく

●データ配信のしくみ

事務局のパソコン（行政）・iPad、議員のiPad、クラウドサーバ（Drop Box）の間のデータのやり取りについて、相関図を用いた説明があった。

事務局のパソコン（行政）から事務局のiPadにデータをメールで送信する。そのデータをクラウドサーバ（Drop Box）に格納する。Drop Boxに格納されたデータを各議員それぞれのiPadにより閲覧、場合によってはiPadにダウンロードする。

●iPadの便利な機能（メリット）と活用

- データ通信機能 クラウドサーバを利用して、最新の情報を共有
- カレンダー機能 スケジュールを共有、事務局で一括管理
- カメラ機能 現場写真などの整理や送信も簡単
- メール機能 従来のFAXにかえて、メールで通知

●導入にかかる経費

iPad本体	42,800 円×23台	984,400 円
Wi-fi ルーター	33,600 円× 2台	67,200 円
契約事務手数料	3,150 円× 2台	6,300 円
Adobe Acrobat(ソフト)	38,745 円× 2	77,490 円
消耗品 カバー	3,220 円×23個	74,060 円
保護フィルム	2,480 円×23個	57,040 円
iPad 置台	120 円×50個	6,000 円
導入経費		1,272,490 円
※ルーター月額使用料（2年間）		4,966 円/月(2台)
（3年目～）		7,766 円/月

●ペーパーレス化の実績

1. 使用する紙の削減

【平成25年 第3回定例会】（H25.9.10～H25.10.7）

○データ化された紙の枚数

議員1人あたり・・・900枚

議員24人+事務局6人・・・合計27,000枚

○コスト換算すると（紙代（0.46円）+コピー代（3円）で、1枚あたり3.46円）

3.46円×27,000枚=93,420円

【平成25年 第4回定例会】（H25.12.3～H25.12.24）

○データ化された紙の枚数

議員1人あたり・・・415枚

議員24人+事務局6人・・・合計12,450枚

○コスト換算すると

3.46円×12,450枚=43,077円

【平成26年 第1回定例会】（H26.2.20～H26.3.20）

○データ化された紙の枚数

<本会議> 議員1人あたり・・・1,000枚

<委員会> 議員1人あたり・・・88枚

<合計> 議員24人+事務局6人・・・31,760枚

○コスト換算すると

3.46円×31,760枚=109,889円

【平成26年 第1回臨時会】（H26.5.8）

○データ化された紙の枚数

<本会議> 議員1人あたり・・・100枚

<合計> 議員24人+事務局6人・・・3,000枚

○コスト換算すると

3.51円×3,000枚=10,380円

【平成26年 第2回定例会】（H26.6.5～H26.6.25）

○データ化された紙の枚数

<本会議> 議員1人あたり・・・250枚

<委員会> 議員1人あたり・・・27枚

<合計> 議員24人+事務局6人・・・8,040枚

○コスト換算すると

3.51円×8,040枚=28,220円

【平成26年 第2回臨時会】（H26.7.22）

○データ化された紙の枚数

<本会議> 議員1人あたり・・・45枚

<合計> 議員24人+事務局6人・・・1,350枚

○コスト換算すると

3.51 円×1,350 枚=4,738 円

【平成26年 第3回定例会】 (H26.9.2 ~ H26.10.1)

○データ化された紙の枚数

<本会議> 議員1人あたり . . . 896 枚

<委員会> 議員1人あたり . . . 43 枚

<合計> 議員24人+事務局6人 . . . 22,740 枚

○コスト換算すると

3.51 円×22,740 枚=97,367 円

【平成26年 第4回定例会】 (見込み)

○データ化された紙の枚数

<本会議> 議員1人あたり . . . 480 枚

<委員会> 議員1人あたり . . . 30 枚

<合計> 議員24人+事務局6人 . . . 15,000 枚

○コスト換算すると

3.51 円×15,000 枚=52,650 円

【平成26年合計】

紙資料の削減枚数 86,890枚

コスト換算すると 303,394円

○特別委員会、協議会等の会議でも、ペーパーレス化を実施。

2. 印刷製本等に係る人件費・委託費の削減

議会側については上述のとおりであるが、執行部については評価を行っていない。

●今後の課題

○タブレット端末のさらなる活用の推進

- ・ 操作方法の習得 . . . 手書きメモ、新しいアプリ
- ・ 会議以外での活用 . . . 議員活動、会派での活用

○メールなどの通知方法

- ・ 携帯メールとの併用が必要となっている

概要説明に対し質疑を行った。

質疑：タブレットに取り込んである議案や議案資料のファイルにメモ書きを入れることはできるのか、またどのように行うのか。

応答：実際に操作をしながらご説明いたします。

メモ書きができるアプリケーション「ノート」を使って「ドロップボックス」からフ

ファイルを移し替えて行います。(実際操作をしながら説明)

質疑：いろいろ試行する中で「ノート」が使い易かったのか。

応答：事務局が試したわけではなくて、いろいろなアプリケーションを使っている議員が「これは便利だよ」ということで紹介されたものです。

質疑：ペーパーレスにより事務局の作業は軽減された印象はあるのか。

応答：手間ということに関してはかなり楽かなと感じています。特に差し替え時の手間は省けていると思います。

タイムリーな情報をすぐ議員にお知らせできる点が一番のメリットです。

質疑：研修会はどのように行っているのか。事務局が行っているのか、議員が担当しているのか。

応答：研修会の説明は全て事務局で行っています。本当に簡単な操作方法を一通り説明しています。

質疑：議場の議案説明の時などに、説明しているページを探せないでいることはないか。実態はどうなっているのか。

応答：登壇しての討論などにもタブレットを持ち込んでいる議員もいますし、戸惑っていることはあまりないです。最初のころは、当局の説明に議員が追いついていかないのではということも心配されましたので、例えば、議案から新旧対照表に移ったり、戻ったりというところの切り替わりなどでは、当局に、ちょっと時間をおいて説明してほしいといった要望を議会のほうから行っていました。今はそのようなことはなく、スムーズにいらっているようです。

質疑：研修会を重ねることで、議員の習熟度は上がっていったのか。

応答：研修会は全員ではなく希望制でしたので、参加する議員は大体決まっています。確認のためという議員もいますが、分からなくて参加している議員のほうが多いです。高齢の議員の中には、普段から使っていないので、いったん理解しても次回では1からまたということもありました。

閲覧をすることに関しては全員できていると事務局では思っています。ファイルを整

理したり、フォルダを作って種類ごとにまとめてみたり、移し変えたりすることの作業がなかなかできない方もいますので、そういうところの説明は事務局に持ってきていただければいつでも説明しています。

事務局が操作の基本として主眼においていたのは、「ドロップボックス」がネット上にあることから、常に議会や自宅以外のネット環境にないところ、オフラインで使える状態にファイルをダウンロードしていただくとよい、というその操作方法を何回も何回も重ねてやったということです。それが分からないという議員が若干いるかもしれませんが、「ドロップボックス」というインターネット上の保管庫まで行ってアクセスするということはどの議員もできます。

質疑：8回研修を行ったということだが、その研修内容が分かる様な資料があれば、後ほどよいので御恵願いたい。また、タブレットの貸与に関して政務活動費との関係を教えてほしい。

応答：タブレット端末と会派の通信費といったものについては、全く政務活動費を投入できないことになっています。自宅の通信費も自費です。外で通信できる端末を持ち込まれている方もいますが政務活動費は投入できませんので自費で使っていただいています。議会に来ていただければ、通信環境がありますのでこちらでは自由に使っていただくことができます。資料は後ほどお持ちします。

質疑：使用規定は資料にあるか。

応答：こちらも後ほどお渡しできるよう準備いたします。

質疑：議場内でもネット環境にあると思うが、議場内でのツイッターやフェイスブック、メールなどについては申し合わせのようなものはあるのか。

応答：使用規定に規定をしておりますして、今年の8月に議場を含め議会棟にWi-Fiスポットが整備されるまでは通信環境がありませんでしたので、本会議中においては、情報の発信も受信も禁止ということ。委員会においては、発信は禁止、情報を受信することは可能ということで、従前はWi-Fiルーターを委員会室に持ち込んで対応しておりました。本会議場でなぜ通信を禁止していたかということ、傍聴者が後ろにいますので、まだ使い慣れていない段階でしたので、わざとでなくても他の関係ない画面に飛んでしまったとか、全然関係ない画面を出していたところを傍聴の方に見られると、「あの議員は何をやっとるんや」みたいなことを言われかねないということで、本会議中は通信全くダメですよとしておりました。一年ほどたちまして、使い慣れてきたので、よっぽどそ

ういうことは起こらないだろうということで、Wi-Fi スポットを整備する段階で使用規定も改正しまして、本会議中においても情報の受信はできると、ただし発信はダメですよという規定に改正しております。技術的には発信もできてしまいますが、そこは各議員の良識の範囲でお願いしています。

質疑：議場の様子を見ると、紙の議案などを持ち込んでいる議員も見受けられるが、この場合は全て議員が自分で印刷して用意するのか。

応答：そのとおりです。

予算書全てを印刷するといった議員はおりません。必要な分だけを印刷してくる議員はおります

この後、本日出席いただいた足立将裕議員の活用例を実際に本人の操作を交え説明していただいた。

冒頭、なぜ i P a d を採用したのかといえば、セキュリティが一番優れていることである。提供されるアプリケーションは条件が厳しく、それらが無料で提供されていることも理由になっているとの説明があった。

次に、自分の使っている i P a d を用いて、その画面を投影し実際操作をしながら説明が行われた。

数多くのアプリケーションを入れているが、使い慣れるためゲームなどについても事務局は奨励している。

事務局から各議員の携帯等にメールが送信され、「ドロップボックス」にデータが送られたことが連絡されると、議員は、「ドロップボックス」を開きそれを確認します。「ドロップボックス」は項目ごとに整理されているので、データが格納されているフォルダを開き、送られてきたデータを確認します。事務局は、送られてきたデータをいつでも見られるように「アイブックス」という“本棚”に移し変えてくださいと言っています。ここまでの作業が研修で教えている内容です。といった説明をいただいた。

松本副委員長の御礼の挨拶の後、議場を見学し視察を終了した。

(2) 11月11日(火) 午前10時00分～11時30分

滋賀県大津市議会「通年議会について」

大津市議会 ^{すみ} 鷺見 達夫副議長より歓迎のご挨拶をいただいた後、吉村委員長より挨拶を行った。

【視察事項】

議事調査課片岡課長補佐より視察資料に沿って概要説明をいただいた。

<概要説明>

従来の方式(年4回の定例会と臨時会)の課題として、突発的な事件や緊急の行政課題への対応が挙げられる。議会の召集権は市長にあるので、市長が召集しない限り議会として対応が困難である。また、地方自治法第179条第1項の専決処分が挙げられる。議会の審議を経ることなく市長の専決が可能となるもので、議会の監視機能が果たされない。こういったことから、閉会中において従来の方式では議会の機能が一定の制限がされてしまっているという認識のもと、改善策として通年議会について検討しなければいけないと感じていたところに2つの大きな事件があった。

平成24年7月のいじめ問題に関して大きく報道され全国的な問題となった件、同年8月の南部集中豪雨の対応が大きな問題となった件は、突発的な事件や緊急の行政課題への対応が困難であるという課題を浮き彫りにした。6月定例会後の閉会中であったことから議会全体としての対応ができず、常任委員会で対応するのが精一杯というような状況であった。

これらの反省から、議会では絶え間なく執行部を監視できる体制と災害に対する危機管理体制が必要であろうということを痛感し、通年議会の導入へ動いていったものである。

導入手法については、2つの手法を検討した。一つは、平成25年の地方自治法の一部改正以前に先行して導入している自治体の手法、「従来の定例会を工夫した通年議会」。従来、年4回など複数回で開いていた定例会の回数を1回として、その会期を議決で1年間と定めるような手法。会期が1年間といっても、1年中本会議を開いているわけではなく、大津市では従来年4回開いていたが、年4回の定例会に当たる期間を集中審議期間と位置づけて本会議を開き、それ以外の期間については「閉会」ではなく、「休会」という扱いにして、いつでも本会議を再開することができる体制を整えておく。休会中に何か緊急に本会議を開く必要がある場合には従来の臨時会に当たる「特別会議」を再開するといった形である。もう一つは、平成25年に改正された地方自治法により「通年の会期を採用した通年議会」。これは、条例で会期を決めることになっており、特定の日から翌年の当該日の前日までの1年間を会期として決めて、この中で定期的に本会

議を開く日（定例日）を設定する。それ以外の時でも、市長は議案等を示して会議を開くことを請求できるといったことが地方自治法に規定されている。

導入手法の比較について。会期、招集、会議の開催について。先行自治体パターンでは、条例で定例会を1回とし、会期をほぼ1年とするもので、会期の決定は議会の議決事項。定例会の招集は毎年市長が行う。定例会招集後、会期中は議長の判断で本会議の「再開」が可能となる。改正地方自治法のパターンでは、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とするもので、条例で定める日が到来すれば、招集によることなく会議が開かれる。改選期の初回の会議のみ市長が招集する。条例で定めた定例日及び議長が必要と認めた日に会議が開催できる。先行パターンのメリットとして、従来の議事運営を大きく変更せずに通年議会が可能となるもので、従来定例会を開いていた月（2、6、9、11）の任意の日に集中審議期間として再開する。審議すべき事案がないときは休会となる。デメリットとして、市長の招集が毎年必要となること。自治法パターンのメリットは、定例日を定めることで市民への周知が図れ、傍聴人の増加など議会に対する関心の向上が期待できる。デメリットは、定例日を定めるため、当該日には必ず会議を開かなければならないこと。大津市議会では、「先行自治体パターン」での通年議会の導入を決定した。

大津市では、会期を5月から4月までとしている。これは、議員の任期が、統一地方選挙の4月までとなっているため、それに合わせたものとなっている。まず、5月半ばに「招集会議」として年度の最初の会議、市長から招集を受けた会議を開き、会期をほぼ1年と設定する。また、申し合わせにより議長の任期は1年となっているので、この時に議長の選挙を行う。6月・9月・11月・2月については、従来から定例会を開いており、この時は「通常会議」として開き、集中的に議案を審議することとしている。それ以外の、従来閉会となっていた部分については、「休会」という扱いとなり、何か災害等、緊急事態があった時には、「休会中」でも従来の臨時会となる「特別会議」を開催して事案に当たっていくことを決めたものである。平成25年度は、緊急事態ということで本会議を再開するということはなかった。

通年議会としたことで、常任委員会の活動で変わる部分としては、従来の「閉会中の継続審査」がなくなるということがある。1年間会期中であるため、常任委員会もその会期中自由に動ける、閉会中の継続審査という制限を受けることなく自由に活動できるということが常任委員会のメリットとして挙げられる。通常会議が開いている間（6月、9月、11月、2月）は、委員会として付託された請願や議案の審査を集中的に行い、それ以外の休会中に従来会期中に行っていた所管事務調査を実施して、より委員会活動を充実させていくこととした。

個別の検討事項としては、①会期の始期と終期について。先行自治体では、暦年（1～12月）あるいは年度（4～3月）を採用しているが、大津市議会では、議員の任期に合わせて5～4月としているが、税制改正などの関係で3月31日に条例案が出てく

るため、3月末日を終期とすると議事運営が煩雑になることも考慮した。②種類（呼称）について。通年議会とすると、従来の「定例会」や「臨時会」という概念はなくなり、1年を通して会期となり全て定例会の中で行われる会議となる。大津市議会では、招集された時の最初の会議「招集会議」、従来の定例会に当たる定例的に開く会議を「通常会議」、従来の臨時会、市長、議員の要請で緊急に開く会議「特別会議」という呼び方をしている。③開議に係るルールの設定。通年議会になると会期中であれば議長の判断でいつでも本会議を開くことができ、議長の裁量が大きく拡大されることになるため、本会議を開くに当たっては一定のルールが必要ではということで議論があったもの。大津市議会の取り決めとしては、議会の議決を要する事件があり市長から開議の請求があった場合については、請求を受けて議会運営委員会において協議した上で7日以内に会議を開くと決めている。また、災害時の緊急対応や突発的な行政対応などの対応について、議会を再開する場合についても、議会運営委員会において協議して、再開の是非や再開日を決定すると決めている。議長だけで判断することなく、一旦議会運営委員会で協議して再開について検討することとし、ワンクッション置いた対応としている。④専決処分の取り扱い。地方自治法第179条第1項、第180条それぞれについて検討を行った。179条については、あまり議論はなく、原則として本会議を再開する、専決処分を認めないということで取り決めた。特に3月31日の税条例の改正については、国会の審議の関係で本会議を夜に開かなければならないことや休日に当たる場合も想定される。年度末ということで事務方の都合も議論されたが、通年議会とする以上は市長の専決を許すべきではないだろうということで、3月31日も本会議を開くべきということで決定した。26年3月の税条例の改正については、国会の審議も順調に進み、昼間に本会議を開催することができたが、説明員の出席は最小限でいくとのことである。180条の委任専決については、案件として軽微なものがほとんどであること、件数もあまりないということから、従来のとおり市長の専決を認めようということを決め、従来のとおり運用している。専決処分については、委任専決も含めて検討を続けることも決めている。⑤一事不再議について。「一事不再議の原則」があるが、通年議会の会期を1年とすると、一事不再議の対象期間が1年間となる。このため、会議規則を改正して、各通常会議、特別会議の本会議の審議期間中のみを一事不再議の対象期間とすることで決定している。実際の改正は、「事情の変更があったときは、この限りではない」と定め、各通常会議、特別会議の終了を事情の変更とみなすということで対応している。⑥請願の提出期限について。申し合わせで定例会開会日の正午としていたものを変更し、各通常会議の初日の正午とすることで従来どおり年4回としたものである。⑦一般質問について。「各定例会で行う」と決めていたため、1年をとおして特別会議でも質問が可能となるものであったことから、様々意見があったが、最終的には従来どおり通常会議のみで行うこととした。特別会議については限られた内容で開かれるもの

であるためその案件についての議論に集中することとし、必要な場合には従来の緊急質問と同じ取扱いをして、あらかじめ発言通告書を提出した上で緊急性について議会運営委員会で判断することとしたものである。⑧招集日等の日程調整について。大津市議会では従来より3月に執行部に相談し長期（1年間）の議事日程を決めていたので、3月に年間の議会日程を決めている。⑨会議録の調製について。会議規則では「会期中に限っては発言の取り消し、訂正ができる」という取り決めであったため、通年議会となり会期が1年となるとその間発言が確定しない、1年間いつでも発言訂正ができるというような事態になってしまう。このため、通年議会要綱の中で、会議ごとに確定すること、調製については会議ごとに調製していくこととしている。

導入後の経過として平成25年からの本会議の実績についての説明があった。毎月のように本会議を開いているが、臨時に開催する特別会議のほとんどが補正予算の審議であった。

通年議会のメリット・デメリットについて。メリットは機動的・弾力的な本会議の開催が可能。委員会での充実した調査が可能。議案等の提出・受理を行える期間の制限がなくなる。デメリットは、本会議、委員会等増加により、経費が増加することが挙げられるが、実際にはそれほど増加したということは議会としてはあまりなかった。経費としては費用弁償のみで1回の本会議開催で2万円ぐらいが増えた分として挙げられる。事務局として増えた分としても、統計的なデータにする必要のないぐらいの増加であった。それほど大きくは変わってこなかったのが実情である。議員の拘束される時間が多くなることから、地域での議員活動等の時間が少なくなる恐れがあるのではということであったが、実際にはそのような声はそれほど聞いていない。従来の定例会に比べて節目がほとんどなくなり、メリハリや緊張感がなくなるのではないかという恐れがあったが、特にそのようなことはない。

概要説明に対し質疑を行った。

質疑：緊急的なことが起こると担当部署は忙しくなって逆に議会を開かれると困るということも正直あると思うが執行部の実態としてはどうか。特別会議を開く際の動きについて教えてほしい。会議録署名議員の扱いについてはどうなっているのか。

応答：議会でもそういった事情は承知しておりまして執行部は大変だろうということはあろうかと思いますが、問題が大きくなればなるほど逆に議会としても対応していかなければならないということになると思います。執行部としても了承している部分かと思いますが。特別会議の日程調整については、あらかじめ大体1ヶ月ぐらい前には、

執行部のほうからこういうような案件で特別会議を開いてほしいというようなことを事務局を通じてお知らせがあります。そこから日程調整に入りまして、その中から空いている日を見つけて、というような形になります。開会1週間前に議会運営委員会を開いて本会議についての協議を行いまして、併せて、議会運営委員会の終了後に各会派への議案の説明会を開いています。会議録については、従前と変わらず、会議ごとに作成し署名していただいています。

質疑：議長が臨時会を開くこともできるが、どういう状況から現在のようになったのか。また、付託された議案を委員会において会期終了後まで継続する場合の取り扱いについてはどのようになるのか。

応答：審査すべき案件があつて臨時会が開くことができるという理解がありまして、例えば、いじめの問題について質問がしたいといったことで本会議を開くということは従来の臨時会ではなじまないのではないかと、審査すべき議案や案件を示して開くのが臨時会であるという扱いをしていますので、質問したい、問い正したいという時だけに本会議を開くことができるかというようなことです。行政実例などでは可能であると書いてあるようにも思うのですが、やはり臨時会の案件としてはなかなかなじまないという、そのようなことが議論になりまして通年議会となったものです。

継続については、まだそういった実例はありません。会期中に何度も委員会を開き何とか審査を終えるよう努めるものと思います。

質疑：資料でいただいた「大津市の概要」の中で、平成25年度11月の通常会議で条例の修正可決が9件、否決が1件、また2月の通常会議で予算の修正可決が2件とあるが、これは通年議会による議会の調査力の強化などによってこういうふうな結果になったのか。

応答：通年議会となって、より議会としての監視機能を強めていきたいという思いが議員の皆さんの中に出てきたということはもちろんあると思います。修正案自体は通年議会になる前からかなり出ていましたが、通年議会になりまして、そういったことがより活発になってきたのかなあ、ということは感覚的部分ですが、実感としては少しあるところではあります。

質疑：特別会議が6回あるが、議員が欠席することはあるのか。

応答：特別会議には必ず出席いただいています。一日間開催の特別会議の日から行政視察を予定されていた会派が時間をずらして終了後すぐに出発されたという例もありま

した。本会議優先です。

質疑：通年議会を進めていく上で、後ろ向きな意見はなかったのか。

応答：いじめ問題が大津市の大きな問題となっていたということで、通年議会に対し後ろ向きな意見はほとんどありませんでした。先行自治体パターンであれば実際これまでとほとんど変わらないということもありましたので、それであればということで通年議会がスタートしました。

質疑：開会日は先行自治体パターンであっても従来と変わらないのか。もうひとつは、先行型と改正自治法型の実態運用の違いがもうひとつよく分からないので教えてほしい。

応答：本会議の日程調整については、大津市議会では従来より、毎年3月、年度末に翌年度の議会の日程を決めています。3月末に執行部と協議をしまして1年間の日程を決定しています。違いについては、運用としてはあまり違いは出てこないだろうと思います。定例日には何があっても議会を開かなければならないし、逆に何もなくても開かなければいけないということが出てきます。

質疑：改正自治法のパターンだと条例で定めた日に必ずやらなければいけないというのは、いろんな工夫をしてもクリアできなかったのか。

応答：検討の時に総務省に事務局から問い合わせましたが、それは許されないということでした。定例日ががっちり決まっていることで議会を開く日を市民に知らせることが趣旨であると。定例日が決まっているのに議会を開かないのは許されないということでした。

質疑：定例日は年間最低1日定めればよいのでは。法律上は定例日を定めることとしか規定していないはずだと理解しているがどうか。

応答：当時はそのような視点では考えておりませんでした。1回とすればほぼ同じような形になるかと思います。

質疑：流会ということは基本的にないという認識でよいのか。請願の提出締め切りなど取り扱いについての問い合わせはあったのか。

応答：流会はありません。切れ目のところだけがあります。問い合わせはありません。

質疑：通年議会にしたことによる市民の議会に対する関心度はどういうふうに把握されているか。

応答：あまり市民には浸透していないのかなぁというところがあります。通年議会をやっていますというんですが、市民の側から見ると今までとそれほど変わらないように見えてしまうのかなぁというところがあります。

質疑：導入に当たっての検討組織について、活性化検討委員会のメンバーは議会運営委員会の委員から選ばれるのか

応答：議会活性化検討委員会と議会運営委員会のメンバーは一緒です。議会運営委員会は法律上規定されたもので公開となるものですが、議会活性化検討委員会は任意の組織として、議会の活性化のために自由闊達に議論いただく場として組織したものです。

質疑：所管事務調査について、休会中の活動の活発化とあるが。

応答：休会中の委員会開催は増えています。

質疑：本日の新聞に「市長への監査請求」といったことがあったが、このような場合にも委員会を開くのか。

応答：開きます。委員が開く必要があると判断された場合は委員会を開催することになると思います。

質疑：採決を保留した事例、そのルールはあるか。

応答：請願については、通常会議の会期中に結論を出すとの申し合わせがあります。

質疑：議会だよりについて、特別会議についての広報についてはどのように扱っているのか。インターネット中継についてはどうか。

応答：特別会議を報告する特別号というのは特にありません。インターネット中継については、特別会議も放映しています。タブレットでの視聴が可能となったこととあわせて増えており、アクセス件数はそれまで8,000件ほどであったものが1万3,000

0件ほどになっています。

松本副委員長の御礼の挨拶の後、議場を見学し視察を終了した。

- (3) 11月12日(水) 午前9時50分～11時
兵庫県三田市議会 「議会機能の充実強化について」
「予算決算常任委員会について」

前中 敏弘三田市議会議長より歓迎のご挨拶をいただいた後、吉村委員長より挨拶を行った。

【視察事項】

今北 義明 議会運営委員長、田中議会事務局長、今井議事総務課課長補佐より、資料「議会改革の取組み等について」に沿って概要説明をいただいた。

<概要説明>

議会運営について。

議員の条例定数は22人。平成24年に24人であったものを2議席減とした。当時市民団体からは4減の直接請求があったが、まずは22人として、直接請求は否決したというような経験もある。正副議長の任期は1年ということで、10月23日に改選があり、新体制がスタートしたところである。常任委員会の任期についても1年としている、などの説明があった。

議会機能の充実強化について。

議会基本条例は、まちづくり基本条例の策定とあわせて平成24年7月に制定、あわせて議決事項の拡大に係る条例改正を行った。議決すべき事件として、(1)都市計画に関する基本的な方針(総合計画(実施計画含む)を含む)、(2)環境基本計画、(3)スポーツ推進基本計画、(4)次世代育成支援地域行動計画、(5)障害者福祉基本計画、(6)高齢者保健福祉計画、(7)介護保険事業計画、(8)教育振興基本計画の8件を条例に規定した。基本条例制定後は条例に定めた議会改革推進会議を設置した。これは、議会改革の取り組みの検証と推進を図るためのものである。初めての取り組みとして市民との意見交換会を開催した。24年8月に要綱を制定し25年4月に3カ所で実施した。3月議会の予算審議の内容を市民に報告したものである。今年度も5月に予算審議について行った。新たな取り組みとして3つの常任委員会でそれぞれテーマを決めて意見交換会を行うこととし、今年10月に3カ所で行った。意見の取扱いは要綱により3分類し、①「市長等に提言、要望を行うもの」は、対応結果について市長等から回答を得る。②「市議会内で検討を行うもの」、③「その他」とし、25年度は47項目、26年度は31項目の意見をいただいた。

「請願者からの意見を聴く機会の付与について」(議会運営委員会決定事項)は、請願者の意思を確認して趣旨説明を行う機会を設けている。休憩時間に説明を聴くもので、費用弁償は支給しない取り扱いとしている。「委員会における議員間の討議について」

(議会運営委員会決定事項)については、基本条例第12条に規定するもので、討議の時間に制限を設けない、討議中当局は退席をするといった運用をしている。「反問権制度の運用について」(議会運営委員会決定事項)については、基本条例第9条に規定するもので、議員から受けた質疑、質問に対し、議長または委員長の許可を得て反問することができるとしている。現在のところ事例はなし。会議における一問一答については、平成21年9月より行っている。

予算決算常任委員会について。

補正予算については、財政課所管の企画総務常任委員会で全て審査を行っていた。25年5月に議運で熊本市に先進地視察を行った。これまでその都度設置していた予算決算特別委員会とほぼ同じ内容で実施。補正予算については分科会方式により所管の常任委員会で審査、質疑・自由討議を行う。議長を除く議員全員が委員であることから、副議長を委員長、議運委員長を副委員長、各常任委員会の正副委員長を理事とする理事会を設置し、委員会運営の前さばき、委員長報告のとりまとめなどを行うこととした。補正予算の審査においては、総括質疑は行わないものである。

政策研究会について。

今年10月にスタートしたもの。昨年の12月定例会で、ある会派から「日本酒で乾杯を」というふうな議員提案の条例が提案されたが、否決された。日本酒だけに限らず地産地消全体の地域振興となる条例を制定したらどうかということもあり、議員で政策提案できる受け皿づくりをしようということ、基本条例にも定めてあることから、今年の1月から検討が始まったものである。現在、来年9月定例会で議員提案による条例を提案できるよう各会派から持ち寄った研究テーマを集約しているところである。政策研究会は大分市、佐伯市、宝塚市などで設置されているが、三田市の研究会は常設としたものである。

概要説明に対し質疑を行った。

質疑：議会基本条例第23条の議会事務局の機能の強化に関して、実際にどのようにやっているのか。また、市長が主語になっている条文を設けられたが、これについて市長との協議はどうなっているのか。執行部からは何かあったのか。なぜ、ここまで踏み込んだのか。

応答：議会からはこういう人材が欲しいということは毎年上げているがなかなか執行部は動きません。職員の増員についてもお願いしているがなかなかできないという状況があるので、それなら議会基本条例に上げて対抗していこうというのが一つの思いだったわけです。それが実って、再任用職員1名を増員していただいて、これまで外に出していた議事録も、専門的に議会の職員であった人たちの中から一人常設で来ていただいて

いるということで本当に身近になったというのは一つクリアできたのかなあというふうには思っています。議長車の運転手も議会のほうだったものを執行部におまかせするというのでその分も議会事務局職員の数に上げていただいた。執行部も基本条例に挙げたことによって若干考え方も変わってきているのかなあというふうに私は思っています。

議会事務局の機能強化のポイントは法令実務と広報作成ということで、議長より要請をしてそれに適うような職員を配置はしていただいているというのが実情です。

現職の市長はこの職員であったので、市長との馴れ合いという部分もたくさんあります。しかし、ここで主張を上げることによって議会の権威を持とうということで強引に押し切ったのは事実です。

質疑：反問権の運用について、内容の確認に関わらずとあるが、実際に運用についてはどのような状況にあるか。また、予算常任委員会について、補正予算は企画総務常任委員会で審査されていたわけだが、これは分割付託を避けるという意味でひとつの常任委員会に付託をしていたものなのか。予算委員会の流れを見ると、全体会の中で質疑する場面はないのかなあと思いながら見ていたが、主に審査は委員会中心でという考えでやっているのか。

応答：反問権を使うような雰囲気になったことはありません。委員会は議長を除く21人で構成していますが、決算に関しては議会から出している監査委員は除いています。予算に関しては企画部が上げてきますので企画総務常任委員会が担当して一括で審査していたわけですが、本会議前に各委員会に対してこういった予算を上げたいというようなことはあったのですがそれ以上は事前審議になるので審議はできないということもあり軽く通過していたのが現実です。補正予算であっても何億という大きなものがどんどん上がってくるので、これではあかんということで常設の委員会を開こうと、その中でもやはり担当している常任委員会のほうで中身について議論をしていこうということで今回分科会方式をとったわけですが、全体会の総括質疑は行っています。議員は所管以外の委員会を傍聴した上で総括質疑を行っています。

分割はいけないということで常任委員会化を図ったということです。

質疑：本会議の議案質疑はあるのか。総括質疑の出席者は、市長も含んでいるのか。総括質疑は、所管の委員以外が質疑するのか。委員会の討論と本会議の討論が内容が重複するようなことはないか。

応答：本会議での質疑はありません。新年度予算と決算については市長も出席します。分科会も午前中だけ市長が出席します。分科会は1日かかるので、負担を考えて、申し

合わせで午前中だけ市長が出席となっています。総括質疑については、市長は最後まで出席します。これは会派ごとに行うもので、時間制です。補正予算においては変わりました、分科会については、副市長、部長が出席します。討論については、同じ内容でされる場合もあります。総括質疑は会派持ち時間制、1人あたり15分で、それは会派の中で一人がやってもよいし、全員が15分ずつやってもよいということで、会派で決めています。議長の分は所属する会派の議員がやっています。大体朝9時から始まって終わるのが午後4時、5時ぐらいまでかかって総括質疑は一日でやります。分科会は時間無制限で7人の委員でとことんやりますので、朝の10時から始まって、遅いときは午後8時、9時まで。早いところで午後4時ぐらい、まるまる一日かけて分科会のほうで質疑をしています。一般質問についても持ち時間制で、予算の3月議会だけは会派の代表質問をやっています。持ち時間は一会派90分です。他の3回については全て個人質問で、答弁を含む一人40分となっています。

質疑：委員会の議事録はどのように作成しているのか。

応答：議事録は全て音声データを翻訳業者に委託しまして10日ほどで帰ってきまして、それを精査して作成しています。

質疑：3月定例会以外の一般質問は個人質問で40分ということだが、従来と変わっていないのか。予算決算常任委員会設置後に執行部が提出した条例案や予算案に対して議会として修正をかけたか。事例はあるか。

応答：一般質問の個人質問の時間は40分、代表質問90分、これは前からこのように動いています。ただ、3月議会だけは個人質問はやめようというのが最近決まっています。予算決算常任委員会の設置とセットではありません。

質疑：政策研究会は、立ち上げ時にどういう議論があつてこのような仕組みを作ったのか。今日までに2回行われているようだが、今後約1年間通して政策条例を出来るだけ制定しようというようなどころにもっていくという理解でよいか。

応答：それまでは「日本酒の乾杯条例」ということで議会初の条例を作ろうと、議会から提案する条例を作ろうということ取り組んでおりました。三田市は「山田錦」の原料となるお米の産地として、日本酒の普及に努めようという条例を提案をしたわけですが、日本酒に限定するのはおかしい、お米以外の特産物も含めて考えようというようことで、喧々諤々しました。この条例は否となりましたが、三田の地産地消を進めていこうということで現在政策研究会が動いています。

政策研究会の工程については、別に資料を用意しましたので、ご確認ください。

質疑：理事会の委員長報告の取りまとめとは具体的にどのようなことをやるのか。

応答：理事会のメンバーは分科会の正副委員長（常任委員会の正副委員長）と予算決算常任委員会の正副委員長ということで8人体制で理事会を開きます。取りまとめといいますのは、それぞれ分科会で出てきましたポイントをここで出します。それを出した上で最終的に委員長報告を本会議でするのに、ここの部分だけは報告に入れてくださいよということをもとめて作ります。

質疑：8人で協議するということか。

応答：そのとおりです。

質疑：基本条例第14条の調査機関の設置について。政策研究会はこの調査機関に位置付けているのか。まちづくり基本条例検討特別委員会とあるが、所沢でも自治基本条例の中には市民参加条例、住民投票条例を作るんだということをうたっている。こちらの条例についてはその辺はどうなっているのか。

応答：政策研究会についてはこれに該当する調査機関という位置づけではありません。この条項は手がつけられていない状態です。また、市民参加に関する条例というのが9月の定例会で上程されまして可決されたところです。住民投票に関する条例については、附属機関からの答申も出て今市長のほうがその判断を今年度いっぱいされるやに聞いています。

質疑：「議決事項の拡大に係る条例の運用について」のところの、別表にある計画も議決すべき事件としているのか。

応答：3年ぐらい前までは、全部の審議会などに議会からも委員を出していましたが、策定に関わった議員が表決するのはおかしいということもあったりして、全部引き上げようということになりました。今も諸々決まっている委員会、都計審と農業委員は議会から選出をしていますが、他は全部引き上げました。その内容について全く報告もなく、議員が携わってないところで動いているような計画はどこで審議するのかという話が出てきて、それならここに掲げて最終我々のところで判断をしようということになりました。実は今、福祉教育常任委員会は4つほどの計画を審査しています。

質疑：広報紙については、いつからこのような形になったのか。デザイナーみたいな方は入っているのか。横書きに変えたのもリニューアルの部分なのか。すごく良くできていると思います。

応答：23年の4月号から、タブロイド版からこの版に変えました。職員の関係でも言いましたが、広報に携わっていた職員もいますし、議員の中にも元々こういう仕事をしていた人もいます。議会として市民にどれだけ訴えられるかという、議会報を充実しなければならないということで、予算も獲得しまして、変えてきました。デザイナーはいません。ほとんどは広報委員会のなかでやっています。この1年間はちょっとアニメチックになっていますが、これは三田の学校がありまして、そこの生徒さんたちに描いていただいています。

質疑：本会議の質疑はないということだったが、議長次第の中ではどのように進むのか。質疑を議長が普段通り諮って、それで「なし」になる。なしになるとしても、議運の申し合わせみたいなものはどうなのか。もしくは、全員参加の委員会だから当然所管だから質疑ができない、できる、そういう取り組みもあるが、どのようになっているのか。

応答：事前に議会運営委員会のほうで通告制にしていますので、質疑があるかないかというのは事前に分かります。次第としては、諮っております。ただ、「発言がないようですので…」ということで次に進行するというふうです。

質疑：議決すべき事件としては総合計画を入れるところが多いかと思うが、入れなかったのはなぜか。

応答：総合計画は、(1)都市計画に関する基本的な方針というところに含まれるという解釈です。

質疑：総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3つとも議決対象なのか。

応答：ぜんぶやります。

質疑：議会報告会で各議員の考えを聞きたいと言われた場合はどういった対応をするのか。

応答：書いてあるとおりで、個人の想いとかそれはちょっと避けよう。ということで対応しています。

松本副委員長の御礼の挨拶の後、議場を見学し視察を終了した。

5 所感

今回の3市議会の視察は、所沢市議会で現在協議中の事項及び研究すべき課題についておこなった。

タブレット端末の導入については、委員会内に作業部会を設け、協議、情報収集を行ってきた。今回の視察先も先進自治体の一つとして検討されたものである。今定例会より議場等での使用について試行を始めたものだが、平成28年度に本格的運用を開始することを目標に今後進めることとしており、今後の計画策定等に当たり、その取り組み経過等は非常に参考となったものである。

また、通年議会については、具体的な運営を視察することで、委員間の情報共有を図ることが出来たものと感じている。

議会機能の充実強化については当市議会においても重要な課題であるが、視察先においては、取り組みへの議会としての強い思いが感じられ、またその成果も大きいと感じた。

それぞれの事例には、今後委員会において議会運営に関する事項の協議を行うにあたり、得るものが多くあったと感じているところである。

以 上